

第6回宇宙活動法技術基準小委員会 議事録

1. 日 時：平成29年9月25日（月） 14：00－15：00
2. 場 所：内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室
3. 出席者：
 - (1) 委員
山川座長、川井田委員、小林委員、中島委員、福地委員、渡邊委員
 - (2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）
高田事務局長、佐伯審議官、山口参事官、高倉参事官、佐藤参事官
4. 議事次第
 - (1) 宇宙活動法に基づく技術基準案について
 - (2) その他
5. 議事

○山川座長 それでは、時間になりましたので「宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会 宇宙活動法技術基準小委員会」の第6回目の会合を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただき、御礼申し上げます。

本日の議題は「宇宙活動法に基づく技術基準案について」です。前回の小委員会の後に、パブリックコメントを実施しておりますため、いくつか変更が生じている点があると思います。

まず、技術基準案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

＜事務局より資料1～5に基づき説明＞

○山川座長 ただ今の説明に関して、御質問あるいは御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○中島委員 資料5の3ページ目の上の後段なのですが、「搭載する人工衛星によって重大な支障を生じないこと」とありますが、ロケットと人工衛星のインタフェースについても審議することになるのでしょうか。

○事務局 一応、ロケットとのインタフェース部分を確認する必要があるのではないかと考えています。

○中島委員 ということは、衛星に関してはどこか別のところで審査されてき

て、その結果を審査する、見るということですか。

- 事務局 書面上は、衛星が何らかの影響を与えないということは、ロケット側で示すこととなります。
- 中島委員 衛星側に保証させると。
- 事務局 ロケット側の申請者に、確認書類を提出していただく。
- 中島委員 一応、インタフェースに関してもチェックするということですね。
- 川井田委員 ロケットによって、人工衛星の構造に対しての要求が変わってくると思うので、多分ロケットの打上げ計画の中で審査するしかないのかなという気はします。
- 山川座長 今の御質問に関連して、内閣府に提出する申請書類に、このような観点が見えるようなフォーマットになっておりますか。
- 事務局 様式とは別に、安全基準を満たしていることを証する書類というように求めておりますので、様式ではフォーマットはないのですが、提出が必要です。
- 山川座長 わかりました。本来一つずつ項目を確認していくのが常だと思うのですが、余り項目数は多くないので、全体を見渡していただいて、御質問いただければと思います。
- 中島委員 余りクリティカルな指摘はなかったですね。
- 山川座長 そうですね。先ほどの、様式に人工衛星の名前を書くとか、割と中身について議論していると見落としそうな部分の指摘もあって、今回、これだけではなくて全体、パブリックコメントが非常に重要なステップだったのではないかと考えています。

- 山川座長 そういうことで、今まで何回も議論していただきました内容を確認していただくというような、今回はそういった会だと思っておりますので、特になければよろしいでしょうか。

それでは、本日出てまいりました見直し等を含めまして、本技術基準小委員会として、事務局から提示されました技術基準案を了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

- 山川座長 ありがとうございます。それでは、御了承いただいたということとさせていただきます。

続きまして、今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

<事務局より資料6に基づき説明>

- 山川座長 ただ今の今後のスケジュールにつきまして御質問、御意見等ございますか。
- 渡邊委員 こういうことが実際あるかどうかはわからないのですが、来年11月予定の施行以前に打上げ計画が立てられて、諸手続が終了して、打ち上げられることになっていたものが、何かの都合で打上げ時期が延びてきて11月以降になった場合には、それはもうこの活動法の対象になるのでしょうか。
- 事務局 施行後に打ち上げるものは、活動法の対象になってしまいますので、あらかじめそういう申請者の方とは、申請の手続を進めていただくような形で準備をしていただくようにアドバイスはしていきたいと思っております。
- 渡邊委員 そうすると、いろいろな便宜、既に明確になっている審査書類等は活用できるとしても、一応、2度許可を得なければいけないことになるわけですね。11月以前の計画の手続と、この11月以降の手続と、両方。
- 事務局 今回の場合も、法律の規定に則って、それを許可することで政府補償がついてまいりますので、施行以降とその前とでは位置づけが全く違うものがございますので、そういう意味では、以降になるものにつきましては、手続をとっていただく必要があると考えております。
- 渡邊委員 以降になる見通しになった時点で、新たに許可を得る書類を提出しなければいけないことになってくると。
- 事務局 そういう意味では、文部科学省で、安全審査などで使われているような資料は、今回の我々の許可申請の段階で、同じ形で提出していただいて、付加的なものについて追加でいただいて審査するような手続にはしたいと思っております。
- 渡邊委員 わかりました。
- 山川座長 あり得るケースだと思います。御指摘ありがとうございます。私からのお願いは、ガイドラインが重要だと思いますので、大変だと思いますけれども、ぜひともよろしく願いいたします。
- 他によろしいですか。以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了しました。
- 最後に、事務局から連絡がございます。
- 事務局 今後の予定としましては、親部会であります基盤部会を10月5日に予定しております、宇宙政策委員会は10月18日を今のところ予定しております。本技術基準案の概要報告をする予定にしております。
- 山川座長 それでは、本日の会合を閉会したいと思います。